

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

大阪府堺市南区桧尾3360-12
社会福祉法人 こころの家族
理事長 田内 基

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(堺市指定 第2770101273号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。

ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 こころの家族 |
| (2) 法人所在地 | 大阪府堺市南区桧尾3360-12 |
| (3) 電話番号 | 072-271-0881 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 田内 基 |
| (5) 設立年月 | 昭 和 63 年 9 月 29 日 |

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所 平成11年12月7日指定
(堺市第2770101273号)
- (2) 事業の目的 要介護者等からの相談に応じ、その心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成すると共に、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。
- (3) 事業所の名称 ケアプランセンター故郷の家
- (4) 事業所の所在地 大阪府堺市南区桧尾3360-12
- (5) 電話番号 072-271-0881
- (6) 事業所長（管理者）氏名 田中 久美子
- (7) 当事業所の運営方針 利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に努め、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、施設等の多様なサービスや事業者の連携を得て、総合的かつ効果的に介護計画を提供されるよう配慮して行う。
- (8) 開設年月 平成12年4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 堺市全域・和泉市・泉大津市・高石市
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土
受付時間	月～土 9時～17時30分
サービス提供時間帯	月～土 9時～17時30分

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1		1	1名
2. 主任介護支援専門員	1		1	1名
3. 介護支援専門員	2		2	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数で除した数です。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援事業として次のサービスを提供します。

居宅サービス計画（ケアプラン）は、ご契約者ご自身で作成することもできますが、当事業所の介護支援専門員（ケアマネージャー）が作成することもできます。費用は全額介護保険から給付されますのでケアプラン料の自己負担はありません。

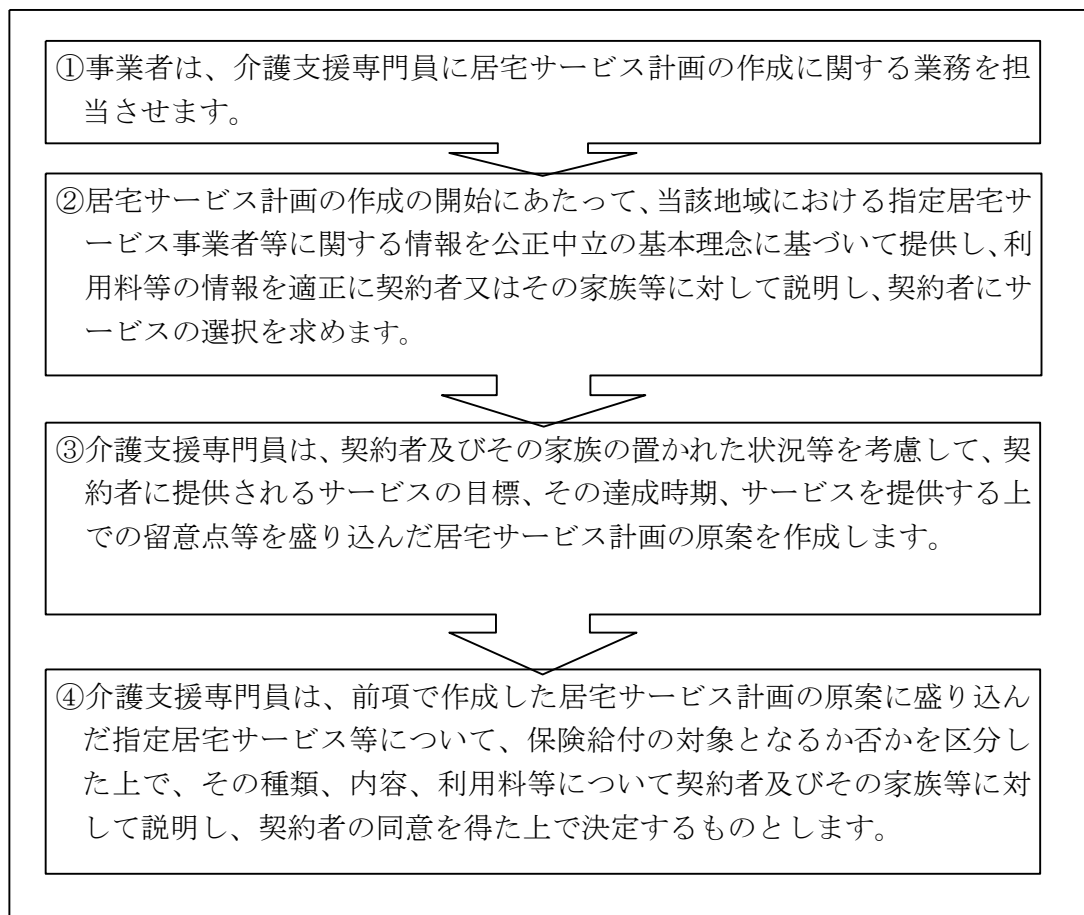
（１）サービスの内容と利用料金

＜サービスの内容＞

①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

＜居宅サービス計画の作成の流れ＞



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

＜サービス利用料金＞（1ヶ月単位について）

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をお支払い下さい。

また、ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合にご利用され、要介護認定申請中に死亡された時には、下記のサービス料の全額をお支払い下さい。

1ヶ月単位	要介護度 1・2	要介護度 3～5
45件未満	11,620円	15,097円

加算について

加算名	金額
初回加算	3,210円
通院時情報連携加算	535円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,675円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,140円
退院・退所加算	3,210円
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	3,210円
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	3,210円
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,140円
特定事業所加算（Ⅲ）	3,456円

※ 上記すべての金額は全額介護保険より支払われます。利用者負担はございません。

（2）交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

なお、その際自動車を使用した場合には一律500円を徴収する。

(3) 閲覧

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。

6. サービスの利用に関する留意事項

- (1) サービス提供時に担当の介護支援専門員を決定します。
- (2) 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができます。
- (3) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。
- (4) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (5) 医療機関に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、早期に入院先医療機関と情報共有や連携を図る必要があります。入院先医療機関には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。
- (6) 介護支援専門員の交替
 - ①事業者からの介護支援専門員の交替
事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。
介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。
 - ②ご契約者からの交替の申し出
選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の保護について

事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。

事業者は、利用者及びその家族に対する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

(3) 個人情報の使用目的、使用内容の変更について

事業者は、前項により知り得た個人情報の使用目的や使用内容を変更するときは、その都度文書による同意を得ることとします。

8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 施設長 朴 正米

(2) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上、及び知識・技術等の向上に努めます。

(3) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

(4) 従業者が虐待防止支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(1) 苦情の受付

○ 苦情解決責任者 [職名] 施設長 朴 正米

○ 苦情受付窓口（担当者） [職名] 主任介護支援専門員 田中 久美子
介護支援専門員 福田 祥子

堺市南区檜尾3360-12 072-271-0881

○ 第三者委員

山崎 雄一郎 (医師)
堺市西区鳳中町2丁31-6 アカイビル1F
やまさき内科・胃腸科クリニック 072-267-6776

野田 邦子 (弁護士)
大阪市北区西天満1-8-9 ヴィークタワーOSAKA2908号
野田総合法律事務所 06-6316-0256

矢野 良尚 (司法書士)
堺市堺区旭通1-17 072-226-1070

○ 受付時間 毎週月曜日～土曜日 9:30～17:00

堺市役所 健康福祉局 長寿社会部 介護保険課	所在地：堺市堺区南瓦町3-1 電話番号：072-228-7513 FAX：072-228-7853 受付時間：9：00～17：00
堺市 堺区役所 地域福祉課	所在地：堺市堺区南瓦町3-1 電話番号：072-228-7477 FAX：072-228-7870 受付時間：9：00～17：00
堺市 中区役所 地域福祉課	所在地：堺市中区深井沢町2470-7 電話番号：072-270-8195 FAX：072-270-8103 受付時間：9：00～17：00
堺市 東区役所 地域福祉課	所在地：堺市東区日置荘原寺町195-1 電話番号：072-287-8112 FAX：072-287-8117 受付時間：9：00～17：00
堺市 西区役所 地域福祉課	所在地：堺市西区鳳東町6丁600 電話番号：072-275-1918 FAX：072-275-1912 受付時間：9：00～17：00
堺市 南区役所 地域福祉課	所在地：堺市南区桃山台1丁1-1 電話番号：072-290-1812 FAX：072-290-1818 受付時間：9：00～17：00

堺市 北区役所 地域福祉課	所在地：堺市北区新金岡町5丁1-4 電話番号：072-258-6771 FAX：072-258-6836 受付時間：9：00～17：00
堺市 美原区役所 地域福祉課	所在地：堺市美原区黒山167-1 電話番号：072-363-9316 FAX：072-362-0767 受付時間：9：00～17：00
和泉市役所 生きがい健康部 高齢介護室	所在地：大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 電話番号：0725-99-8131 FAX：0725-40-3441 受付時間：9：00～17：00
高石市役所 健康づくり課 介護保険係	所在地：高石市加茂4丁目1番1号 電話番号：072-275-6329 FAX：072-263-6116 受付時間：9：00～17：00
泉大津市役所 高齢介護課	所在地：泉大津市東雲町9番12号 電話番号：0725-33-1131 FAX：0725-20-3129 受付時間：9：00～17：00
国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地：大阪府中央区常磐町1丁目3番8号 中央大通F Nビル内 電話番号：06-6949-5418 FAX：06-6949-5417 受付時間：9：00～17：00
大阪市福祉局高齢者施策部 介護保険課指定・指導グループ	所在地：大阪府中央区船場中央3-1-7-331 船場センタービル7号館3階 電話番号：06-6241-6310 FAX：06-6241-6608 受付時間：10：00～16：00
大阪市生野区保健福祉課 介護保険窓口	所在地：大阪府生野区勝山南3-1-19 電話番号：06-6715-9859 FAX：06-6715-9967 受付時間：9：00～17：30(月～木) 9：00～19：00(金)
大阪市東成区保健福祉課 介護保険窓口	所在地：大阪府東成区大今里西2-8-4 電話番号：06-6977-9859 FAX：06-6972-2781 受付時間：9：00～17：30(月～木) 9：00～19：00(金)
大阪市平野区保健福祉課 介護保険窓口	所在地：大阪府平野区背戸口3-8-19 電話番号：06-4302-9859 FAX：06-4302-9943 受付時間：9：00～17：30(月～木) 9：00～19：00(金)
大阪市社会福祉協議会 おおさか介護サービス 相談センター	所在地：大阪府天王寺区東高津町12-10 (大阪市立社会福祉センター308) 電話番号：06-6766-3800・3855 FAX：06-6766-3822 受付時間：9：00～17：00

大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会 「福祉サービス苦情解決委員会」	所在地：大阪府中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2階 電話番号：06-6191-3130 FAX: 06-6191-5660 受付時間：10:00～16:00
大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会 「福祉サービス 苦情解決委員会」	所在地：大阪府中央区谷町7丁目4番15号 大阪府社会福祉会館2階 電話番号：06-6191-3130 FAX: 06-6191-5660 受付時間：10:00～16:00

10. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

当事業所が提供するサービスについて第三者評価の実施は受けておりません。

11. ケアマネジメントの公正中立性の確保について

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりとなっております。

重要事項 説明確認書

令和7年10月1日以降利用の指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に
基づき重要事項について交付し、説明を行いました。

指定居宅介護支援事業所
ケアプランセンター 故郷の家

説明者職名 _____ 氏名 _____ 印

令和 年 月 日

.....

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項について交付、説明を受け、指定居宅介
護支援サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所

氏名 _____ 印

契約者代理人住所

氏名 _____ 印

令和 年 月 日

＜重要事項説明書付属文書＞

1. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- | |
|--|
| <p>①ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。</p> <p>②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。</p> <p>③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）</p> |
|--|

2. 緊急時・事故発生時等の対応方法について

（1）緊急時の対応

サービス提供中にご契約者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、ご契約者の主治医にご連絡するとともに、予め指定する連絡先にも連絡します。

（2）事故発生時の対応

24時間、常時介護は不可能なため、当施設がご契約者に対して行うサービス提供により、事故が発生した場合には、速やかにご契約者のご家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

主治医	利用者の主治医	
	所属医療機関名称	
	所在地及び電話番号	
家族等	緊急連絡先の家族等	
	住所及び電話番号	

3. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

4. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定又は要支援認定によりご契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
- ③ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（2）事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合、もしくは傷つける恐れのある場合
- ②ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけること、あるいは傷つけるおそれのあること、又は著しい不信行為を行うこと、あるいは行うおそれのあることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

